

# 地域再生計画認定申請マニュアル ( 各 論 )

※ 政省令及び基本方針が未確定であることから、今後内容の変更があり得ます。

平成24年9月  
内閣府 地域活性化推進室

## ※平成 24 年度の公募は 4 月 27 日～5 月 28 日に実施済み。

(参考) 地域イノベーション創出実証研究補助事業 (経済産業省) :【B 1 1 0 7】

### ① 支援措置を設ける趣旨及び概要

経済産業省では、地域の資源や技術を活かした新事業、新産業創出による地域経済の活性化を図るため、地域の中小企業をはじめとする産学官のリソースを最適に組み合わせた共同研究体による実証研究を支援します

### ② 支援措置の内容

地域の中小企業をはじめとする産学官のリソースを最適に組み合わせた共同研究体が行う、地域発の優れた実用化技術の実証又は性能評価等を支援する「地域イノベーション創出実証研究補助事業」の採択審査において、認定地域再生計画に位置付けられたものについては、一定程度の配慮を行います。

※なお、地域再生計画に認定された場合においても、本支援事業の採択に当たってはその評価は厳正に行われ、必ずしも採択されることを確約するものではありません。

### ③ 支援措置に係る必要な手続

支援措置を受けるためには、中小企業経営支援等対策費補助金（地域イノベーション創出実証研究補助事業）の交付要綱・公募要領により経済産業省に申請手続を行う以前に、地域再生計画の認定を受ける必要があります。公募要領については経済産業省ホームページにおいて公表されます。

なお、地域再生計画の認定申請を行うことができるのは、地方公共団体のみです。この支援措置の活用にあたり、本事業の実施主体（民間団体等）は、地方公共団体と十分連携を図り、取組の内容を地域再生計画に位置付けてください。

### ④ 認定申請にあたって必要な書類

特になし

### ⑤ 地域再生計画及び添付書類の記載にあたって留意すべき事項

地域再生計画の認定申請にあたっては、上記の事業の活用方法を可能な限り具体的に記載してください。

### ⑥ 当該支援措置を活用できる時期について

事業の公募時期等については地域イノベーション創出実証研究補助事業の公募要領を御参照ください。（24年度は4月27日～5月28日に公募済み。）

○措置の区分：予算措置

○支援措置に係る法令等の名称及び条項等：

- ・ 中小企業経営支援等対策費補助金（地域イノベーション創出実証研究補助事業）交付要綱
- ・ 地域イノベーション創出実証研究補助事業 公募要領